



美祢市告示第85号

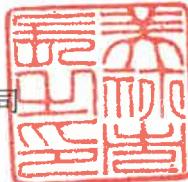
美祢農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当市の住民に限り、令和6年7月11日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年7月11日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年6月10日

美祢市長 篠田洋司



1. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧期間

自 令和6年6月11日

至 令和6年7月11日

2. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧場所、意見の提出先及び異議の申出先

美祢市役所 建設農林部 農林課 美祢市大嶺町東分326番地1

3. 意見の提出及び異議の申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

意見の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4. 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は公表の際に該当箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

農業振興地域整備計画変更等理由書

美祢農業振興地域整備計画

1 農業振興地域整備計画の変更理由

- ・経済情勢の変動その他情勢の推移によるもの

2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
		畠	△4.77	除外
1	美祢市秋芳町別府 字郷ノ原2577番 郷ノ原2581番1	<p>商品積降場、車輛回転場及びパレット等置場を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため</p> <p>(1) <u>必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。</u> 大嶺酒造(株)が現在2585番1に設置してあるテント倉庫を申請地の隣接地(2576番)に移設するに際し、当該倉庫に保管する商品出荷のための商品積降場、車輛の回転場、パレット等の置場が必要となった。申請目的を達成するためには倉庫移設地の隣地である必要があり、商品積降場、車輛の回転場、パレット等の置場として整備可能で、かつ、取得可能な土地は申請地の他にないことから、他の土地をもって代えることは困難であると認められる。 また、土地所有者である申請人は遠方に居住し、自身による土地の管理が困難となっていることから、除外はやむ得ないものと判断される。</p> <p>(2) <u>農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</u> 当該地域では、地域計画がまだ策定されていないが、申請地は目標地図に位置付けられる予定はなく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。</p> <p>(3) <u>区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。</u> 申請地の南、西側は宅地、東側は河川に面しており、また、申請地内には、周辺ほ場に入りするための道、水路等はないため、周辺農地への影響はない。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p>(4) <u>区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。</u> 申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p>(5) <u>区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</u> 申請地内に土地改良施設はない。</p> <p>(6) <u>土地改良事業等完了後8年経過していること。</u> 郷ノ原2577番…県営ほ場整備事業(山口県)秋芳北地区(第1-1換地区)に該当しているが、関係者の同意を得ており、また、8年を経過しているため支障を及ぼすおそれはないと認められる。 郷ノ原2581番1…土地改良事業等は、施行されていない。</p>		